

平成30年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 付 属 資 料

(2 月 9 日 提 案 分)

県 土 整 備 局

目 次

ページ

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 神奈川県都市公園条例 新旧対照表 | 1 |
| 2 | 神奈川県県営住宅条例 新旧対照表 | 3 |
| 3 | 神奈川県建築基準条例 新旧対照表 | 7 |
| 4 | 神奈川県建築士法関係手数料条例 新旧対照表 | 11 |
| 5 | 一級河川矢上川地下調節池発進立坑本体工事の概要 | 12 |

1 神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）新旧対照表

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p>(県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第4条 県内の都市公園（県の設置する都市公園以外の都市公園を含む。以下この条において同じ。）の県民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートルから<u>県内の市民緑地（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地をいう。以下この条において同じ。）の県民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積以上とする。ただし、県内の市街地における都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートルから県内の市街地内の市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積以上とする。</u></p> <p>第7条 <u>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り100分の10とする。</u></p> | <p>(県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第4条 県内の都市公園（県の設置する都市公園以外の都市公園を含む。以下この条において同じ。）の県民1人当たりの敷地面積<u>（県内の都市公園の敷地面積を合計した面積を県の人口で除して得た面積をいう。）</u>の標準は、10平方メートル以上とする。ただし、<u>県内の市街地における都市公園の県民1人当たりの敷地面積（県内の市街地の都市公園の敷地面積を合計した面積を当該市街地の人口で除して得た面積をいう。）</u>の標準は、5平方メートル以上とする。</p> <p>第7条 <u>法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。）第6条第1項第1号に規定する建築物を設ける場合 都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる敷地面積を超えることができること。</u></p> <p>(2) <u>政令第6条第1項第2号に規定する建築物を設ける場合 都市公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる敷地面積を超えることができること。</u></p> <p>(3) <u>政令第6条第1項第3号に規定する建築物を設ける場合 都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる敷地面積を超えることができること。</u></p> <p>(4) <u>政令第6条第1項第4号に規定する建築物を設ける場合 都市公園の敷地面積の100分の2を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる敷地面積を超えることができること。</u></p> |
| <p>2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲</p> | |

| 改 正 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>は、同号に規定する建築物に限り100分の20（同一の都市公園内に政令第6条第1項第1号又は同条第6項に規定する建築物を設ける場合にあっては、同号及び同項に規定する建築物と合わせて100分の20）とする。</u></p> <p><u>3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り100分の10とする。</u></p> <p><u>4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り100分の2とする。</u></p> <p><u>5 政令第6条第6項に規定する場合における法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り100分の10（同一の都市公園内に同条第1項第1号に規定する建築物を設ける場合にあっては、同号に規定する建築物と合わせて100分の10）とする。</u></p> <p><u>第7条の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> | |

2 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第1条～第5条（略） （入居者資格）</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。 ア～イ（略） ウ <u>義務教育終了前の者（15歳に達した日の属する学年の末日以前の者（同日以後引き続き学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している者を含む。）をいう。第8条の2第2項において同じ。）と同居し、かつ、その者を扶養している場合</u> 知事が別に定める金額</p> <p>エ～オ（略） (2)～(7)（略） 2～3（略）</p> <p>第7条～第8条（略） （子育てに適する公営住宅の特例）</p> <p>第8条の2 知事は、公営住宅でその周辺地域における学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の立地状況その他の事情を勘案し、その一部を子育てに適するものとして指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により指定された公営住宅（以下「子育てに適する公営住宅」という。）に入居することができる者は、第6条第1項各号のいずれにも該当するほか、前条第1項の規定による入居の申込みをする際現に<u>義務教育終了前の者</u>と同居し、かつ、その者を扶養する者でなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 前項の有効期間は、<u>10年</u>を超えない範囲内で規則で定める。</p> <p>5～7（略）</p> <p>第8条の3（略） （入居者の決定の方法）</p> <p>第9条（略）</p> | <p>第1条～第5条（略） （入居者資格）</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。 ア～イ（略） ウ <u>同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u> 知事が別に定める金額</p> <p>エ～オ（略） (2)～(7)（略） 2～3（略）</p> <p>第7条～第8条（略） （子育てに適する公営住宅の特例）</p> <p>第8条の2 知事は、公営住宅でその周辺地域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の立地状況その他の事情を勘案し、その一部を子育てに適するものとして指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により指定された公営住宅（以下「子育てに適する公営住宅」という。）に入居することができる者は、第6条第1項各号のいずれにも該当するほか、前条第1項の規定による入居の申込みをする際現に<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>と同居し、かつ、その者を扶養する者でなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 前項の有効期間は、<u>9年</u>を超えない範囲内で規則で定める。</p> <p>5～7（略）</p> <p>第8条の3（略） （入居者の決定の方法）</p> <p>第9条（略）</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>2 知事は、次に掲げる者については、前項の規定による公営住宅（子育てに適する公営住宅及び定期借家対象公営住宅を除く。）の公開による抽選に当たり、優先的な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者及び規則で定めるこれに準ずる者で、20歳未満の者と同居し、かつ、その者を扶養している者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>18歳未満の者と同居し、かつ、その者を扶養している者</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第10条～第16条 (略) (公営住宅の家賃の決定)</p> <p>第17条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第19条第2項の規定により認定された収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第32条及び第35条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で住宅令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第46条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該住宅の入居者がその請求に応じないときは、<u>第19条第2項ただし書の規定により収入の額が認定された場合を除き</u>、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第18条 (略) (収入の申告等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を県営住宅の入居者に通知する。<u>ただし、県営住宅の入居者が公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当するため、前項の規定</u></p> | <p>2 知事は、次に掲げる者については、前項の規定による公営住宅（子育てに適する公営住宅及び定期借家対象公営住宅を除く。）の公開による抽選に当たり、優先的な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) <u>20歳未満の子を扶養している者で規則で定めるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略) (新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第10条～第16条 (略) (公営住宅の家賃の決定)</p> <p>第17条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第19条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条及び第35条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で住宅令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第46条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第18条 (略) (収入の申告等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を県営住宅の入居者に通知する。</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p><u>による収入の申告をすること及び第 46 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、知事は、同条の規定により把握した当該入居者の収入に基づき収入の額を認定し、当該額を当該入居者に通知することができる。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 20 条～第 31 条 (略)</p> <p>(収入超過者の認定)</p> <p>第 32 条 知事は、毎年度、第 19 条第 2 項の規定により認定した公営住宅の入居者の収入の額が第 6 条第 1 項第 1 号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に入居指定日から引き続き 3 年以上入居している場合は、当該入居者を収入が超過している者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 知事は、毎年度、第 19 条第 2 項の規定により認定した改良住宅の入居者の収入の額が第 12 条の規定により読み替えて準用する第 6 条第 1 項第 1 号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が改良住宅に入居指定日から引き続き 3 年以上入居している場合は、当該入居者を収入が超過している者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 33 条・第 34 条 (略)</p> <p>(高額所得者の認定)</p> <p>第 35 条 知事は、入居指定日から引き続き 5 年以上公営住宅に入居している者の第 19 条第 2 項の規定により認定した収入の額が最近 2 年間引き続き住宅令第 9 条に規定する金額を超える場合にあつては、当該入居者を高額所得のある者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 36 条～第 65 条の 2 (略)</p> <p>(広場、緑地等の使用許可)</p> <p>第 65 条の 3 知事は、公営住宅及び共同施設の管理上支障がない場合であつて、共同施設(広場、緑地その他規則で定める共同施設に限る。<u>第 6 項第 4 号</u>を除き、以下この条において同じ。)を特定の者に活用させることが、公営住宅の入居者若しくは同居者の健康の増進、余暇</p> | <p>3～4 (略)</p> <p>第 20 条～第 31 条 (略)</p> <p>(収入超過者の認定)</p> <p>第 32 条 知事は、毎年度、第 19 条第 2 項の規定により認定した公営住宅の入居者の収入が第 6 条第 1 項第 1 号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に入居指定日から引き続き 3 年以上入居している場合は、当該入居者を収入が超過している者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 知事は、毎年度、第 19 条第 2 項の規定により認定した改良住宅の入居者の収入が第 12 条の規定により読み替えて準用する第 6 条第 1 項第 1 号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が改良住宅に入居指定日から引き続き 3 年以上入居している場合は、当該入居者を収入が超過している者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 33 条・第 34 条 (略)</p> <p>(高額所得者の認定)</p> <p>第 35 条 知事は、入居指定日から引き続き 5 年以上公営住宅に入居している者の第 19 条第 2 項の規定により認定した収入が最近 2 年間引き続き住宅令第 9 条に規定する金額を超える場合にあつては、当該入居者を高額所得のある者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 36 条～第 65 条の 2 (略)</p> <p>(広場、緑地等の使用許可)</p> <p>第 65 条の 3 知事は、公営住宅及び共同施設の管理上支障がない場合であつて、共同施設(広場、緑地その他規則で定める共同施設に限る。<u>第 5 項第 4 号</u>を除き、以下この条において同じ。)を特定の者に活用させることが、公営住宅の入居者若しくは同居者の健康の増進、余暇</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p>活動の充実その他の生活の質の向上又は公営住宅の入居者若しくは同居者相互若しくはこれらの者と公営住宅の近隣に居住する者との交流の促進（第1号において「生活の質の向上等」と総称する。）に資すると認められるときに限り、次の各号のいずれにも該当する者に対し、共同施設の一部を使用させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第66条～第74条 (略)</p> | <p>活動の充実その他の生活の質の向上又は公営住宅の入居者若しくは同居者相互若しくはこれらの者と公営住宅の近隣に居住する者との交流の促進（第1号において「生活の質の向上等」と総称する。）に資すると認められるときに限り、次の各号のいずれにも該当する者に対し、共同施設の一部を使用させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第66条～第74条 (略)</p> |

3 神奈川県建築基準条例（昭和35年10月10日条例第28号）新旧対照表

| 改 正 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|-------------------|-------------|-------------|--|--|--|-----|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|---|------|-------------------|------------|-------------|------------------------------------|--|--|-----|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|
| <p>第1条～第4条（略） （対象区域等の指定）</p> <p>第4条の2 法第56条の2第1項の規定により指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロのうちから指定するものは次の表（4の項に限る。）の法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロの欄に掲げるものとし、同項の規定により指定する平均地盤面からの高さはそれぞれ同表（2の項及び3の項に限る。）の平均地盤面からの高さの欄に掲げるものとし、同項の規定により指定する号はそれぞれ同表の法別表第4（に）欄の号の欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象区域</th> <th style="width: 25%;">法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロ</th> <th style="width: 25%;">平均地盤面からの高さ</th> <th style="width: 25%;">法別表第4（に）欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第一種低層住居専用地域、<u>第二種低層住居専用地域</u>又は<u>田園住居地域</u></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">（1）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定は、市町が法第56条の2第1項の規定により条例で区域又は号を指定した場合は、当該市町の区域内については、適用しない。</p> <p>第5条～第52条の9（略） （<u>建蔽率</u>）</p> <p>第52条の10 建築物の<u>建蔽率</u>は、10分の5を超えてはならない。</p> <p>2 第52条の5第2項の規定により町村が条例で前項の規定による制限を緩和した場合で、建築物の敷地が建築物の<u>建蔽率</u>に関する異なる制限を受ける区域の2以上にわたるときは、当該建築物の<u>建蔽率</u>は、同項及び当該条例の規定による当該各区域内の建築物の<u>建蔽率</u>の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。</p> | 対象区域 | 法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロ | 平均地盤面からの高さ | 法別表第4（に）欄の号 | 1 第一種低層住居専用地域、 <u>第二種低層住居専用地域</u> 又は <u>田園住居地域</u> | | | （1） | （略） | | | | （略） | | | | （略） | | | | <p>第1条～第4条（略） （対象区域等の指定）</p> <p>第4条の2 法第56条の2第1項の規定により指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロのうちから指定するものは次の表（4の項に限る。）の法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロの欄に掲げるものとし、同項の規定により指定する平均地盤面からの高さはそれぞれ同表（2の項及び3の項に限る。）の平均地盤面からの高さの欄に掲げるものとし、同項の規定により指定する号はそれぞれ同表の法別表第4（に）欄の号の欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象区域</th> <th style="width: 25%;">法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロ</th> <th style="width: 25%;">平均地盤面からの高さ</th> <th style="width: 25%;">法別表第4（に）欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第一種低層住居専用地域又は<u>第二種低層住居専用地域</u></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">（1）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定は、市町が法第56条の2第1項の規定により条例で区域又は号を指定した場合は、<u>当該指定に係る</u>当該市町の区域内については、適用しない。</p> <p>第5条～第52条の9（略） （<u>建ぺい率</u>）</p> <p>第52条の10 建築物の<u>建ぺい率</u>は、10分の5を超えてはならない。</p> <p>2 第52条の5第2項の規定により町村が条例で前項の規定による制限を緩和した場合で、建築物の敷地が建築物の<u>建ぺい率</u>に関する異なる制限を受ける区域の2以上にわたるときは、当該建築物の<u>建ぺい率</u>は、同項及び当該条例の規定による当該各区域内の建築物の<u>建ぺい率</u>の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。</p> | 対象区域 | 法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロ | 平均地盤面からの高さ | 法別表第4（に）欄の号 | 1 第一種低層住居専用地域又は <u>第二種低層住居専用地域</u> | | | （1） | （略） | | | | （略） | | | | （略） | | | |
| 対象区域 | 法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロ | 平均地盤面からの高さ | 法別表第4（に）欄の号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 第一種低層住居専用地域、 <u>第二種低層住居専用地域</u> 又は <u>田園住居地域</u> | | | （1） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象区域 | 法別表第4（ろ）欄の4の項イ又はロ | 平均地盤面からの高さ | 法別表第4（に）欄の号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 第一種低層住居専用地域又は <u>第二種低層住居専用地域</u> | | | （1） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改 正 | | | 現 行 | | |
|--|-----------------------|----------|---|------------------------|----------|
| 3 (略) | | | 3 (略) | | |
| 4 (略) | | | 4 (略) | | |
| 第52条の11～第59条 (略) | | | 第52条の11～第59条 (略) | | |
| 別表 (第52条の19関係) | | | 別表 (第52条の19関係) | | |
| 手数料徴収に係る事務 | 手数料の名称 | 金額 | 手数料徴収に係る事務 | 手数料の名称 | 金額 |
| 1～9 (略) | | | 1～9 (略) | | |
| 10 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> (法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 | 用途地域における建築等許可申請手数料 | 18万円 | 10 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> (法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 | 用途地域における建築等許可申請手数料 | 18万円 |
| 11～12 (略) | | | 11～12 (略) | | |
| 12の2 法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率に関する特例の許可の申請</u> に対する審査 | 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 | 3万3,000円 | 12の2 法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率に関する特例の許可の申請</u> に対する審査 | 建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料 | 3万3,000円 |
| 13 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物 | 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る | 3万3,000円 | 13 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物 | 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る | 3万3,000円 |

| 改 正 | | | 現 行 | | |
|---|---|----------|--|--|----------|
| の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 許可申請手数料 | 3万3,000円 | の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | る許可申請手数料 | |
| 14～18の2 (略) | | | 14～18の2 (略) | | |
| 19 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 | 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 | 16万円 | 19 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 | 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 | 16万円 |
| 20～21の7 (略) | | | 20～21の7 (略) | | |
| 22 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率、建築物の高さ又は建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 2万7,000円 | 22 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率、建築物の高さ又は建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 2万7,000円 |
| 23～26 (略) | | | 23～26 (略) | | |
| 27 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に係る認定の申請に対する審査 | 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料 | 2万7,000円 | 27 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定の申請に対する審査 | 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料 | 2万7,000円 |
| 28～33 (略) | | | 28～33 (略) | | |

| 改 正 | | | 現 行 | | |
|--|--|----------|---|---|----------|
| 34 法第86条の6 第2項の規定に 基づく建築物の 容積率、建蔽 率、外壁の後退 距離又は高さ に関する制限の適 用除外に係る認 定の申請に対す る審査 | 一団地の住宅施 設に関する都市 計画に基づく建 築物の容積率、 建蔽率、外壁の 後退距離又は高 さに関する制限 の適用除外に係 る認定申請手 数料 | 2万7,000円 | 34 法第86条の6 第2項の規定に 基づく建築物の 容積率、建ぺい 率、外壁の後退 距離又は高さ に関する制限の適 用除外に係る認 定の申請に対す る審査 | 一団地の住宅施 設に関する都市 計画に基づく建 築物の容積率、 建ぺい率、外壁 の後退距離又は 高さに関する制 限の適用除外に 係る認定申請手 数料 | 2万7,000円 |
| 34の2～42（略） 備考1～2（略） | | | 34の2～42（略） 備考1～2（略） | | |

4 神奈川県建築士法関係手数料条例（平成 12 年神奈川県条例第 14 号）新旧対照表

| 改 正 | | | 現 行 | | |
|-------------------------------------|------------------------|-------------|-------------------------------------|------------------------|-------------|
| 第 1 条～第 6 条（略） 別表（第 2 条関係） | | | 第 1 条～第 6 条（略） 別表（第 2 条関係） | | |
| 手数料徴収に係る事務 | 手数料の名称 | 金額 | 手数料徴収に係る事務 | 手数料の名称 | 金額 |
| 1（略） | | | 1（略） | | |
| 2（略） | | | 2（略） | | |
| 3 法第 13 条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 | 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 | 1 万 7,700 円 | 3 法第 13 条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 | 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 | 1 万 6,900 円 |
| 4（略） | | | 4（略） | | |

5 一級河川矢上川地下調節池発進立坑本体工事の概要

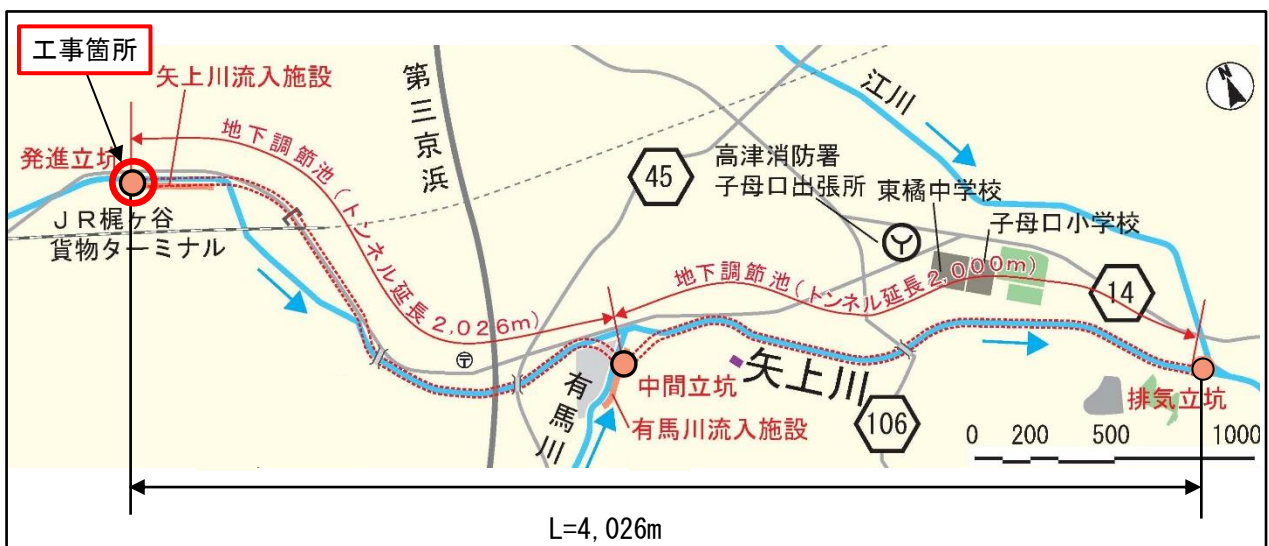
- (1) 工 事 名 称 一級河川矢上川地下調節池発進立坑本体工事
- (2) 工 事 場 所 川崎市宮前区梶ヶ谷地内
- (3) 工 事 内 容 矢上川地下調節池発進立坑工事
立坑築造工 1基
地中連続壁工 1式
- (4) 請負契約金額 13億3,326万円
- (5) 請負契約者名 フジタ・馬淵・入江特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社フジタ横浜支店
上席執行役員支店長 三浦 隆一
所在地 神奈川県横浜市中区尾上町5丁目78番地

一級河川矢上川地下調節池発進立坑本体工事

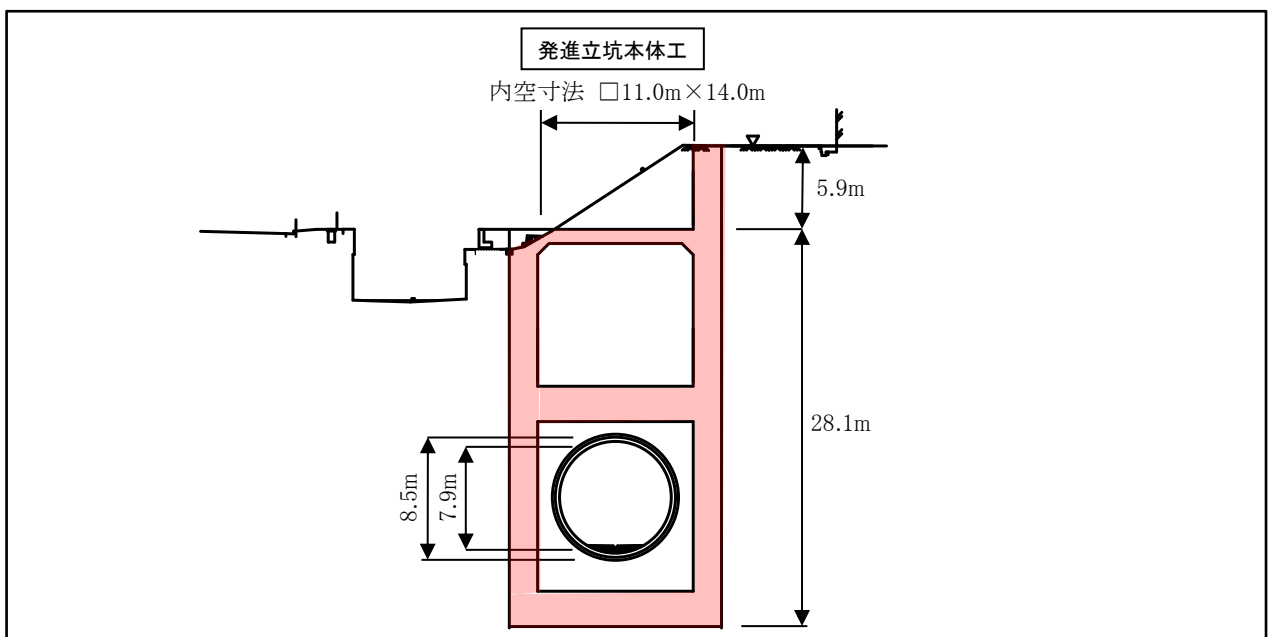
【位置図】



【矢上川地下調節池平面図】



【標準断面図】



入札執行状況調書

工事名称 一級河川矢上川地下調節池発進立坑本体工事

- 1 開札年月日 平成29年12月7日
- 2 落札額 1,333,260,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 98,760,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高

(単位 円)

| 予定価格 | 落札額 | 品質確保保証価格 |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 1,499,118,840 (1,388,073,000) | 1,333,260,000 (1,234,500,000) | 1,334,215,768 (1,235,384,970) |

(注) ()は消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額である。

(単位 円)

| 業者名 | 所在地 | 代表者 | 入札結果 | 評価値 | 摘要 |
|-------------------------------|------------|---------------|---------------|--------|----|
| | | | 第1回入札高 | | |
| フジタ・馬淵・入江特定建設工事共同企業体 | 横浜市中区尾上町 | (株)フジタ横浜支店 | 1,234,500,000 | 0.1023 | 落札 |
| 西松・京王・日栄特定建設工事共同企業体 | 横浜市西区北幸 | 西松建設(株)横浜営業所 | 1,234,500,000 | 0.1000 | |
| 大林・徳倉・小島特定建設工事共同企業体 | 横浜市神奈川区鶴屋町 | (株)大林組横浜支店 | 1,235,137,000 | 0.0999 | |
| 五洋・奈良・宮内特定建設工事共同企業体 | 横浜市中区山下町 | 五洋建設(株)横浜営業支店 | 1,234,000,000 | 0.0979 | |
| 飛島・エス・ケイ・デイ・センチュリー特定建設工事共同企業体 | 横浜市中区山下町 | 飛島建設(株)横浜営業所 | 1,235,384,970 | 0.0976 | |
| 鹿島・横浜・タイヨー特定建設工事共同企業体 | 横浜市中区太田町 | 鹿島建設(株)横浜支店 | 1,235,000,000 | 0.0961 | |
| 大成・土志田・たにもと特定建設工事共同企業体 | 横浜市中区長者町 | 大成建設(株)横浜支店 | 1,235,261,260 | 0.0926 | |
| 福田組・小柳建設・テクノジャパン特定建設工事共同企業体 | 横浜市中区南仲通 | (株)福田組横浜営業所 | 1,235,000,000 | 0.0918 | |

(注) 上記金額に100分の8に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(注) 本件は、「神奈川県県土整備局建設工事に係る『品質確保保証価格設定型総合評価方式』試行要領」により、請負契約者を決定したものである。上記表中の評価値は、小数第5位を切捨て。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格又は品質確保保証価格}} \times 1,000,000$$